

海岸協力団体指定証

住所
事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

平成 年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、海岸法第23条の3第1項の規定による海岸協力団体として、下記により指定する。

平成 年 月 日

海岸管理者

㊟

記

指定内容

- (1) 法人等の名称
- (2) 活動を行う海岸の区域
- (3) 指定番号

(行政不服審査法第57条による教示)

本件指定について不服があるときは、農林水産大臣又は国土交通大臣に対し、本件指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。(なお、本件指定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができない。)

(行政事件訴訟法第46条による教示)

本件指定の取消しの訴えは、本件指定があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。

(なお、本件指定があったことを知った日から6箇月以内であっても、本件指定の日から

1年を経過すると本件指定の取消しの訴えを提起することができない。)

ただし、本件指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、本件指定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。

(なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると本件指定の取消しの訴えを提起することができない。)